

第9回消費者契約法評価検討委員会
議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

第9回 消費者契約法評価検討委員会

日 時：平成19年8月10日(金)10:00～10:48

場 所：三田共用会議所 第3特別会議室

議事次第

1. 報告書(案)

**国民生活審議会消費者政策部会
消費者契約法評価検討委員会 委員名簿**

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	阿部 泰久	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部長
	夷石 多賀子	日本女子大学家政学部非常勤講師、常磐大学大学院被害者学研究科兼任教授
	上田 憲	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事（弁護士）
	笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	鹿野 菜穂子	應義塾大学大学院法務研究科教授
	菊地 麻緒子	弁護士、電気通信事業者協会消費者支援委員会委員（ソフトバンクモバイル株式会社業務執行役員／法務統括部統括部長）
	藏本 一也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	下谷内 富士子	社団法人全国消費生活相談員協会理事長
	角田 美穂子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科准教授
	田口 義明	独立行政法人国民生活センター理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	中田 邦博	龍谷大学法科大学院教授
	野坂 雅一	読売新聞東京本社論説委員
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	町村 泰貴	北海道大学大学院法学研究科教授
	宮川 雄司	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長
	村 千鶴子	弁護士、東京経済大学現代法学部教授
	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科・経済学部准教授
	山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授

国民生活審議会消費者政策部会
第9回消費者契約法評価検討委員会出席者名簿

平成19年8月10日(金) 10:00~10:48
三田共用会議所 第3特別会議室

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	阿部 泰久	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部長
	夷石 多賀子	日本女子大学家政学部非常勤講師、常磐大学大学院被害者学 研究科兼任教授
	上田 憲	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会幹事(弁護士)
	笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	鹿野 菜穂子	應義塾大学大学院法務研究科教授
	菊地 麻緒子	弁護士、電気通信事業者協会消費者支援委員会委員(ソフト バンクモバイル株式会社業務執行役員/法務統括部統括部 長)
	藏本 一也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	下谷内 富士子	社団法人全国消費生活相談員協会理事長
	角田 美穂子	横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科准教授
	田口 義明	独立行政法人国民生活センター理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	中田 邦博	龍谷大学法科大学院教授
	野坂 雅一	読売新聞東京本社論説委員
	町村 泰貴	北海道大学大学院法学研究科教授
	宮川 雄司	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長
	村 千鶴子	弁護士、東京経済大学現代法学部教授

○山本委員長 皆様おはようございます。

ただいまから、第9回「消費者契約法評価検討委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、報告書（案）の審議及びとりまとめを行いたいと考えております。お手元の資料1の報告書（案）は、前回の第8回委員会においてお示ししました原案に対しまして、前回御審議いただいたインターネット取引に関する記述等を追加するとともに、委員の皆様よりいただきました御意見等を踏まえて修正したものです。

それでは、報告書（案）について、事務局より簡単に説明をお願いします。

○加納消費者団体訴訟室長 それでは、お手元の資料1につきまして、御説明したいと思います。

この資料は、今、委員長から御説明がございましたように、前回の委員会で御審議いただきまして、その際の御意見を踏まえて修正を施しまして、修正部分につきましては、下線を引いております。

最後の方に、参考資料としまして、資料を添付しております。この資料は、主に今までの委員会の中で資料としてお付けしていたものの中から抜粋して、付けた形にしております。

それでは、順次御説明していきたいと思っております。

2ページですが「第1 消費者トラブルの状況」としまして、データを直近のものにリバイズした形で直しております。

4ページですが「2 裁判例」につきましても、第1回委員会後に出た裁判例などを追加しておりまして、合計153件ということで、京都地裁の平成19年6月1日までのものを含めて、このようにデータとして集積した形にしております。

7ページですが「第3 消費者契約法の評価」で、真ん中あたりに下線を引っ張っていますのは、3条1項について「相応の機能」というのを「一定の機能」という形に修文しております。

9ページですが「1. 検討の視点」で、幾つか修文をしております。

真ん中あたり「その一方で」という段落ですが、適用範囲を明確化すべきということにつきまして、各論の中で幾つか出てくることを総論の中でまとめて記載すべきという御指摘をいただいておりますので、その旨、修文しております。

9ページの下の方「なお」から始まる段落ですが、これは前回の委員会におきまして、消費者契約法の将来像といいますか、中長期的視点についてどのように考えるかという御指摘をいただいておりますので、その観点から記載をしております。基本的には現在の枠組みを前提として検討するという記載にしております。

11ページの「(1)『勧誘をするに際し』(第4条第1項から第3項まで)」について、どのように考えるかということにつきまして、修文をしております。

まず、下の方の「インターネット取引における」という段落ですが、契約締結の意思形成を直接的に働きかけていることが多い場合という形で、問題点を「具体的」から「直接的」に表現を変えておりまして「(契約締結に直結する広告・表示)」という形で例示をしております。

「他方で」というところは、慎重に考えるべき論拠というものを具体的に書いておりますけれど

も「『勧誘』とは、消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の勧め方をいうものであり、これが不当なものであれば、通常、消費者の意思形成に瑕疵が生じると考えられるのに対し、広告・表示が不当であったとしても、その後契約締結に至るまでの過程の中で是正されることもあること、また、本法上の不当な勧誘行為は、単に契約の取消事由となるにとどまらず、適格消費者団体による差止請求の対象となり得るものであるところ、差止請求は事業者に対する予防的規制という性質を有しており、契約の取消しとは異なる側面があることをも踏まえる必要がある。そのため、広告・表示まで含めて適用対象とすべきか、そうだとした場合、どのような広告・表示につき、どのような規律を及ぼすこととすべきかについては、その必要性和正当化根拠について十分に検討する必要があると考えられるところである」とまとめております。

12 ページの「(2)『将来における変動が不確実な事項』(第4条第1項第2号)」ですけど、このところも13 ページのところでも少し修文をしております。「他方」の下ですが「財産上の利得に影響するものに関する断定的判断の提供がされた場合について」ということで、ここは前回と変わっておりません。

「不実告知と同様に消費者の意思表示に瑕疵をもたらし得る不適切な勧誘行為と評価することができることに基づくものであるところ」という形で修文をしております。2行下のところですが「不実告知と同様に消費者の意思表示に瑕疵をもたらし得る不適切な勧誘行為と評価することができるものを、適切に抽出する必要があるとも考えられるところである」という形で両論併記のような書き方をしております。

「また」というところは、前回わかりにくいという御指摘をいただいたところですが、修文をしております。「消費者の財産上の利得に影響するもの以外の事項として、消費生活相談事例に多く見られるのは商品やサービスの効能・効果に関する事項についてであるが、これらの事項に関する断定的判断の提供といっても様々なものがあることからすると、日常的な取引において社会通念上不適当とは思われない勧誘とは切り分けて取消しの対象を画すべき必要があるとも考えられる」という形にしております。ここは抽象的な書き方にしておりますけれども、前回ここは何を言わぬとしているのかという御質問に対して、世の中にさまざまな事例がある中で、必ずしも不適当とは思われない事例もあるのではないかとということをもとめて書いております。

13 ページ「(3) 不利益事実の不告知(第4条第2項)」につきましては、特に大きな修文はございません。文章が長いという観点から、切ったという程度でございます。

「(4) 困惑類型(第4条第3項)」ですが、15 ページの事例につきまして、いわゆるつけ込み型の勧誘事例への対処が必要ではないかということでありまして、つけ込み型の勧誘事例ということで、1つのキーワードのような形でまとめております。

困惑類型の15 ページの下の「以上のとおり」という段落のところでも「いわゆるつけ込み型の勧誘事例」という書き方をしております。

そして、最後の文ですけれども、困惑類型の在り方については「民法の公序良俗無効に関する裁判例、学説の傾向等をも踏まえ、更に消費生活相談事例を収集、分析しながら、対象として拡張すべき勧誘行為の類型化について、消費者の属性をも考慮しつつ検討すべきである」という形で、具

体的に書いております。「拡張すべき」という文言を入れております。

「(5) 重要事項(第4条第4項)」につきましては、特に修文はございませんが、16ページのところで文章を短目に切っている程度でございます。

17ページの「(6) 取消権の行使期間(第7条第1項)及び法定追認(第11条第1項)」に関しても、ほとんど修文はございません。

19ページの9条に関しては、若干、引用条文を訂正しております。

20ページ、21ページの10条に関しても、差止請求のことに触れて書いておりましたけれども、事業者の予測可能性を確保するための適用範囲の明確化というところは、差止請求及び無効についても同様であることから、両方併せるような形で適用範囲を明確にする必要があるという形でまとめて書いております。

21ページの「① 不当条項リストの追加について」は、インターネット取引の進展を踏まえてという御意見がございましたので、それを書き入れております。

「② 解除権・解約権を制限する条項」につきましては、22ページの最後の3段落目のところですが、『解除権・解約権を制限する条項』の中には、本来なら法定解除権が規定されているにもかかわらず、消費者による解除を全く認めないような契約条項も見受けられるところである」とございます。ここはあまり変わっておりませんが、このような契約条項は、裁判例にもあるように、現在の10条によって無効となり得るものであるという形で結論をはっきり書いております。

具体的にどのようなものを不当条項として追加すべきかにつきましては、『解除権・解約権を制限する条項』として他にどのようなものがあるかについては、インターネット取引におけるもの等についても配慮すべきである、検討すべきであるという御意見をいただいておりますので、そういったものも含めて精査すべきである。精査した上で、どのようなものを追加すべきかについて、検討すべきであるという形にしております。

「③ 専属的裁判管轄条項」については「欠席判決」という言い方から「いわゆる欠席判決」という言い方にしております。

「④ 仲裁条項」については、特に大きな変更はございません。

「第5 情報提供義務について」は、25ページの下のところですが、「情報提供義務に関するルール^{の在り方等}については、本法上の不利益事実の不告知(第4条第2項)の規定を含めた誤認類型の規定の在り方について留意しつつ、また、インターネット取引の進展等により新たな取引類型も生じていることも踏まえながら」という形で、インターネット取引の視点を踏まえるべきという御意見をここに付加しております。

「第6 適合性原則について」は、27ページの「適合性原則に関するルール^{の在り方等}について」というところですが、暴利行為論を具体的にルール化することも考えられるということを書きながら、下線を引っ張っているところは「困惑類型(第4条第3項)の対象の拡張により対処することができる範囲を見据えながら」ということでありまして、ここは困惑類型ですべて適合性原則に関するものが拾えるかどうかというのは悩ましいところがございますので、漏れ落ちているものがあるとすれば、それについては、引き続き検討すべきというような位置付けにしております。

「第7 不招請勧誘について」は、わかりやすくという観点で修正しておりますが、大きな修正はございません。

29 ページですが「第8 インターネット取引について」という形で、前回の御議論を踏まえまして、文章をまとめております。

29 ページの下の段落につきましては、インターネット取引の概念等について書いているところです。

30 ページの2 段落目のところが、相談件数の推移等。それから、具体的なトラブルの事例等について書いております。

また前回の御意見の中で、インターネットバンキングの事例について御紹介いただきましたので、それについても書き加えております。

30 ページの最後の段落がまとめという形になりますが、読ませていただきます。インターネット取引における消費者トラブルについては、民法上の債務不履行責任や瑕疵担保責任、表見代理の規定の類推適用、無権限者に対する弁済に関する免責約款の効力等の問題として処理することができるものもあると考えられる。いわゆるエスクローサービスの導入等による対応も図られてきているところではありますが、その一方で、いわゆる CtoC と言われる個人間取引が拡大。携帯電話を利用した取引における情報提供の必要性ということも御意見をいただいておりますので、これを書き加えております。そういった取引形態も現れてきている。また、インターネット・オークションのような新たな取引類型については、オークション事業者が設定した方式による取引が定型的になされているという問題点があるのではないかと。このような取引の場を設定して関与する者の法的地位及び責任に関する問題が生じているということでありまして、さらに規約においては、事業者の免責条項等が見られる。こうした問題については、諸外国における制度の動向をも踏まえながら、ルールの在り方等について引き続き検討すべきであるという形でまとめさせていただいております。

「また」というところでは、個別の業法における整備については、引き続き運用状況を注視すべきとしております。

32 ページですけれども「2. 高齢者等の消費者被害の防止について」という形で書いております。問題意識としましては、高齢者に関する苦情相談件数の増加傾向があるというのが1 段落目でして、もう一つ、いわゆる高齢者被害の特徴としまして、2 段落目の最後のところに書いていますけれども、被害の潜在化というのがあるのではないかと。一人暮らしのお年寄りに対して、ねらい撃ちをするような形で問題となるトラブルが生じているということ、高齢者がそれに対して声を出させない。そういった問題につきましては、単に法律を整備するといったことは、もちろんそれはそれで必要なのですけれども、そういった高齢者の方々を見守るような仕組みづくりが必要ではないかということでありまして、この点については、この委員会におきましても、東京都さんからこの問題意識が提示され、具体的な取組についてプレゼンテーションをいただいたところでございますので、それを3 段落目で御紹介させていただいている。こういった取組事例も見られる。

「また」というところで、国における取組の1 つとして、内閣府における、いわゆる見守りガイドブックの作成であるとか、見守り新鮮情報の発信といったことを御紹介させていただいております。

す。

33 ページの3のところですが、勧誘文言、勧誘態様等における立証の困難性という問題提起をいただいておりますので、それについて「しかしながら」の段落ですけれども「しかしながら、事業者は、立証責任を負わないからといって主張及び立証活動を全くしなくてよいわけではない。消費者契約の締結過程において、情報提供に関する事業者の努力義務が規定されていること（第3条第1項）からすると、事業者は、勧誘文言や勧誘態様等が現実に問題となった場合には、訴訟はもとより、消費生活相談の場においても、消費者が相当の根拠をもって主張をしているのであれば、自らの勧誘文言や勧誘態様等の正当性等について説明するなど、誠実に対応するのが望ましいと考えられる」としておるところです。

34 ページ「おわりに」は、最後のまとめでございますけれども、1段落目と2段落目は一般論のようなことを書きながら、3段落目ですが「こうした観点から、本報告においては、消費者契約法の施行後の状況について、消費生活相談事例及び裁判例を収集、分析することを中心に、同法の評価及び論点の検討を行うとともに、消費者契約における情報提供義務、適合性原則、不招請勧誘に関するルール・規制の在り方及びインターネット取引に関するルール・規制の在り方についても併せて検討した。その中で、例えば、現在の消費者契約法の規定の中でも、『重要事項』（同法第4条第4項）の概念を拡張すべきことや、契約締結に直結する広告・表示における不実告知等への対処、つけ込み型勧誘に関する民事ルールの整備、新たな取引類型が生じてきていることを踏まえた不当条項リストの追加等について、課題として認識されるに至ったところであるが、その具体的な規定の在り方や、情報提供義務、適合性原則、不招請勧誘、インターネット取引に関するルールの在り方等については、引き続き検討すべきものとして位置付けた」というふうに、まとめさせていただいているところ です。

最後の段落ですが「政府においては、本報告を踏まえ、次期国民生活審議会において、消費生活相談事例や裁判例の収集、分析を十分に行うとともに関係者からの意見を聴取するなどして引き続き検討し、同法の見直しを含めた所用の措置をできる限り早急に講ずるべきである」というふうに、結論としてまとめさせていただいたところ であります。

以上でございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました報告書（案）につきまして、御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。野坂委員、お願いします。

○野坂委員 前回、文章の書き方などについてさまざまな意見が出たわけですがけれども、それを踏まえまして、この最終ペーパーを読みますと、大分前回に比べてわかりやすくなったなという印象を持っております。

個別については触れませんが、前回「おわりに」は付いていませんでしたので、この部分についてお話ししますが、前回も言いましたように、方向性がもう少し出ないかという意見を申し述べましたがけれども、その観点から言うと、今回の検討の結果を踏まえて課題を言い、そして、引き続き検討すべきものも明記して、さらに最終段落で「同法の見直しを含めた所用の措置をでき

る限り早急に講ずるべきである」ということで、この評価としては大体妥当なものかなという印象を持っております。私たちの意見を踏まえて、十分まとめていただいたなと思っております。

以上です。

○山本委員長 大変サポーター的なコメントをいただきまして、どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。下谷内委員、どうぞ。

○下谷内委員 わかりやすくまとめていただきまして、ありがとうございました。私どもにもよく理解できるようになっております。今、おっしゃられましたように「おわりに」についても提言がありまして、よかったと思っています。

1点だけお願いしたいことがございます。32・33 ページ新しく追加有難うございます。「2. 高齢者等の消費者被害の防止について」、恐れ入りますが、本日から内閣府におきまして消費者問題出前講座が実施されますので、被害防止のところにおきましても、「見守りガイドブック」の作成や「見守り新鮮情報」情報提供とありますから、是非その1点を加えていただければと思います。よろしく願いいたします。

あとにつきましては、これで結構だと思っております。ありがとうございます。

○山本委員長 特に御異論がなければ、それを盛り込むような形で修文をさせていただきます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。角田委員、どうぞ。

○角田委員 短期間のうちに適切なまとめをしていただきまして、本当に御苦労様でございます。

意見になりますけれども、32 ページから「2. 高齢者等の消費者被害の防止について」ということで、このような項目を立てて論じられたことに関しては、大変高く評価すべき点だと思います。

先ほどの御説明を伺いまして感じたこととございますけれども、ここの記述というのは、法律の整備と併せて、このような取組がより効果を発揮することが期待される、と。そういう趣旨で書かれたのであればという前提の上で意見でございます。公法と私法がかみ合って効果を発揮していくという言葉がここには表現上表れていないように思われますので、どこかで一度触れていただければ、例えば困惑類型の拡張でありますとか、適合性原則の検討について、一定の方向が示されておりますけれども、それとよりかみ合った形で課題が明らかになるのではないかと思います。

それから、前半の記述に関しましては、特に異論がないわけでございますけれども、適合性原則について、消費者相談事例でございますとか、裁判例が挙がっておりますが、適合性原則の裁判例が金融商品に関係するものに集中しがちで、例えば 94 ページに金融商品以外の例なども挙げられてございますけれども、もう少し広いものとして、広い問題を適合性原則の問題として、この委員会では議論してきたように感じております。

消費生活相談事例などでは、高齢の母親の方やおばさんなどが登場しておりまして、認知症の方が出てきておりますけれども、何となく高齢者で、かつ、認知症の方に集中しているように思われます。本委員会が理解した適合性原則の問題は何かということで、資料を恐らく見ていくことになると思いますので、できれば、もう少し広がりのある例も少し広く拾っていただければと思います。

また、例えばでございますが、適合性原則に関する裁判例の中に、適合性原則を取り上げたもの、それから、公序良俗違反になったものに集中してピックアップされているように思うのですが、例

えば委員会の場合では、意思能力無効との関連性なども取り上げられたわけでございますから、ここで何か示唆に富むような裁判例があればピックアップしていただくとか、欲張って恐縮ですが、もう少し工夫をお願いできればと思います。

○山本委員長 御意見どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 全体が非常にわかりやすくなったと思います。

26 ページからの「第6 適合性原則について」であります。御指摘は十分にわかります。今の書きぶりでは本文については、取り立てて見直すところはないと思います。この書きぶりでいいかと思えます。

あえて申しますと、適合性原則とは何かというと、消費者基本計画に書かれているような定義しかないわけであって、仮に何らかの形で文言として整理するとしても、これ以上のものはあまり期待できないわけであり。そこで、むしろ具体的な困惑類型の中で、どのようなものに対応できるか、困惑類型で対処できないものが本当にあるかどうかということについて、引き続き検討ということになっておりますので、この本文の流れでいいかと思えます。

それから、不招請勧誘につきましても、今の書きぶりでいいかと思えますが、1点わかりにくいところがありました。30 ページから 31 ページにかけてのインターネット取引に関してです。特にインターネット・オークションについて、オークションの場の設定者ではない参加者が、参加者と消費者との関係で消費者契約法の適用対象になり得るものかどうかということについて、あまり議論されていなかったと思うのですが、その辺りは今後議論が必要だということについて、もう少し書き加えられないかと思えます。

以上です。

○山本委員長 今、最後におっしゃったことは、消費者、事業者概念の問題ですか。そうでありますと、この報告書（案）で申しますと、10 ページの「2. 消費者契約の意義（第2条）」で、インターネット・オークションのことについても触れておまして、そこは委員会での御議論等も踏まえて、とりまとめております。ですから、インターネットという項目から離れたところにありますけれども、それは反映させているつもりであります。

ほかに御質問、御意見ございますか。笠井委員、お願いします。

○笠井委員 33 ページの最後のところに「3. 消費者による立証の困難性について」の項目を立てていただいて、非常によいことであると思っております。

その2段落目なのですが「しかしながら、事業者は、立証責任を負わないからといって主張及び立証活動を全くしなくてよいわけではない」とあります。これは全くそのとおりであると思えますけれども、その理由として、消費者契約に関する努力義務のことが書いてあるわけですが、その前ぐらいがいいのかなと思えますけれども、近時、民事訴訟一般において立証責任を負わない者も積極的に情報や証拠を提出して、事実を明らかにすべきであるという考え方が割と強くなってきておりますし、裁判所もそういう訴訟指揮をすることが多くなってきていると伺っておりますので、そういった内容のことを入れていただいた方がいいのかなと思えます。

その後の「消費生活相談の場においても」というところとも特に無理なくつながると思いますので、そういうふうを考えております。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

御指摘はもっともだと思います。これは消費者契約に限った話ではなくて、一般的にそうであり、なおかつ消費者紛争においては一層そういえるということかと思っておりますので、そんな感じで適切な文言を考えさせていただきたいと思っております。

ほかに御質問、御意見ございますか。上田委員、お願いします。

○上田委員 とりまとめありがとうございます。

いくつか質問をまずさせていただきます。今日の配付資料を読ませていただきますと、例えば 11 ページの「(1)『勧誘をするに際し』(第 4 条第 1 項から第 3 項まで)」の最後のくだりで「引き続き検討すべきである」とございます。前は「検討すべきである」という表現だったと思うんですけども「② 断定的判断の提供(第 4 条第 1 項第 2 号)」あるいは「(3) 不利益事実の不告知(第 4 条第 2 項)」「(5) 重要事項(第 4 条第 4 項)」なども同様に「検討すべきである」とあったものが、表現として「引き続き」という加筆がございます。これは当該論点について、改正の必要がないあるいは低いという消極的評価を含むものなのか、そうではなくて、今回の検討の到達点なり結論を前提として引き続き検討するという意味なのか。その意味を教えていただきたいというのが 1 点でございます。

2 点目は、34 ページの「おわりに」でございます。こういうふうに関わりやすくまとめたいたことは、非常によいことだと思っておりますが、確認なんですけれども、課題として認識したもののうち、重要事項の概念の拡張、契約締結に直結する広告・表示における不実告知等への対処とか 4 項目が例えばということで挙がっていると思っております。

引き続き検討すべきものとして、4 つの具体例の具体的な規定の在り方あるいは今回の論点になっております情報提供義務以下の各論点という記載の仕方をなされておられるんですが、少なくとも本委員会でも課題として認識したものの具体例が 4 つ挙がっていますが、これについては改正する必要性あるいは重要性があると確認されたという意味でここに書かれたというふうにとらえていいかどうか。

まずその 2 点について、質問でお答えいただければと思います。

○山本委員長 では、これはお願いします。

○加納消費者団体訴訟室長 まず第 1 点目の引き続きというところの意味ですけれども、これは引き続き検討するという、まさにその字句のとおりでございます。今回の委員会におきまして検討されて、ある程度議論の方向性なりが見えてきたところですが、まだやはり詰め切れていない点が残っていないかということで、引き続きという文言を入れております。

例えば 15 ページの「(4) 困惑類型(第 4 条第 3 項)」のところでは「検討すべきである」としてありまして「引き続き」という言葉を入れておりませんが、これは困惑類型として、どのようなものを拡張すべきかということは、今後の検討課題であるとされたにすぎず、具体的にどうするかということについては、実質的な御議論、御意見をいただいているわけではないので「引き続き」

という言葉を入れておりません。

という形で、議論を踏まえて、そこは「引き続き」と入れているか入っていないかというのは書き分けております。

34 ページのところの御指摘ですけれども、例えば重要事項に関する論点につきましては、16 ページのところ、重要事項の概念を拡張すべきと考えられるという形で、おおむねの意見の合意をいただいたと認識しておりますので、その方向性については拡張することを前提に、しかし、それをどのように拡張するかということについては、規定の在り方に関わる部分でありまして、具体的な検討がされている状況ではないと認識しておりますので、そういったところについては、引き続き検討する必要があるのではないかとしております。

また情報提供義務、適合性原則等の大きな論点につきましては、例えば適合性原則について困惑類型の拡張によって拾える部分もあるのではないかとまとめておりますけれども、それによって拾い切れないところもあることを認識しておる次第でありまして、そういったところについては、引き続き検討する必要があると論点の大きさにかんがみて位置付けております。

以上でございます。

○山本委員長 ということでございますが、いかがですか。

○上田委員 ありがとうございます。

引き続き、1点意見を述べさせていただいてよろしいですか。

31 ページ以下の「1. 消費者団体訴訟制度の導入とその機能」のところですが、消費者団体訴訟制度の適切な行使によって、消費者努力の法実現機能及び法形成機能が認められる。こういった考え方というのは非常に理解できるものでありますが、32 ページの10条以下の例として挙げられている中で、読み方によっては、消費者団体が訴訟をして判決をとることで初めて差止請求権の行使としての価値がある。あるいは価値が上がるというような読み方もできる表現になっていると思います。

現実的には、このたび始まった消費者団体訴訟制度によって、訴訟の判決による解決よりも、訴訟外の和解、それを通じての情報提供などによって解決されるであろうものが数的には圧倒的に多いのではないかとということが予想されます。

そういった中で、書きぶりですけれども、32 ページの上から8行目に「適格消費者団体による差止請求訴訟における判決を通じて、具体的に明らかにされることになる。このようにして不当条項が明らかにされていくことにより、消費者契約法の適用範囲が明確化されることになる」とあります。差止請求訴訟における判決を通じてという限定をせずに、適格消費者団体による差止請求権の行使を通じてというふうに広く表現いただきまして、訴訟による判決に限定しない書き方をできればお願いしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 わかりました。

この点については、ほかの委員の意見もあれば伺いたいところがございますが、さらにこの点に限らず、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。中田委員、どうぞ。

○中田委員 全体的な評価として、明確に方向性を出されていると理解して、前回の議論が生かされた報告書になっているのではないかと思います。

文言のところで、文章がやはり長いところがいくつか見られますので、私が気づいたところだけ申し上げます。

27 ページの下から 10 行目「暴利行為論を考えられるところである。」としていただいて「その際」ぐらいにさせていただくと、明確になるのではないのでしょうか。

最後のページもややこしいんですけれども、下から 7 行目ですけれども「課題として認識されるに至ったところである。」としていただいた方がいいのではないのでしょうか。「他方」とか「その際に」というような形でつないでいただいたら、明確になっていいのではないのでしょうか。

その点だけ指摘させていただきます。

○山本委員長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。夷石委員、どうぞ。

○夷石委員 32 ページの「2. 高齢者等の消費者被害の防止について」書き加えていただいて、大変よかったかと思います。

ちょっと書き方の部分で、32 ページの下から 7 行目のところに「地域において」という書き方をされておりますけれども、この部分などは「地方公共団体において」とはっきり書いてよいと思います。その下のところで「また、国においても」と書いてありますので、文章的にもそのほうがよいと思います。

次に、東京都の取組だけを紹介されているわけですが、そのほかに、例えば奈良県や岡山県などにおいても、消費者月間のときに行って実態を見てきましたけれども、積極的に福祉関係の人たちや地域の市民の担い手を活用した取組などをされているところであります。

その書き方について、国の方は地域の諸機関と連携してと書いてあるのですが、地方自治体において、まさにそういう地域の様々な機関と連携してやっているという部分も、もう少し明確に書き加えられていただければと思います。

「3. 消費者による立証の困難性について」しっかり書いていただいて、これは実質的に消費者の立証は本当に困難でありますので、非常にわかりやすく書き加えられたとっております。

そして、最後に「おわりに」において本評価検討委員会を受けて、消費者契約法改正に向けての今後の取組を積極的に取り組まれることを明確に示されたということは、非常に有意義であると考えております。

その上で、1つ、ここに書き加えることが難しければ、今後の内閣府としての取組に是非検討していただきたいことがあります。今回のような消費者契約法を評価し、その結果を受けて法改正に結び付けるような取組は、今後も一定のサイクルで取り組む必要があるのではないかと考えております。社会状況は非常に著しく変化しておりますので、それらや消費者被害の実態を踏まえて、今後もしましたら、3年、遅くても5年をサイクルに見直しが必要であるというようなことを、ここに書かれなくても、この場において、内閣府の方で、そういう予定があれば、あるというようなことを明確に示していただけないかと考えております。

実はこの評価委員会は、必要性があつてなされたということもあるかと思いますけれども、消費

者契約法創設時の附帯決議に見直しの必要性があったということで、社会的にもそういうことが示されているわけですが、今後については、社会的には示されていないというところがありますので、何らかの形でサイクルで見直しをしていくという部分を明確に、何か示していただけないかなと思っております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

非常に積極的な御発言ですが、今日はとりまとめの機会ですので、中身はいいと思うんですが、土壇場になって新しいことを出されてもという話と、消費者基本計画で全体をどうしていくかということとの兼ね合いもありますので、その辺も含めて、次期の国生審辺りで更に総合的に検討していただく。ただし、夷石委員の御意見は、ちゃんと議事録にテークノートされますので、引き続き検討されていくことだと思います。

ほかにございますか。では、先に寺田委員どうぞ。次に田口委員お願いいたします。

○寺田委員 今の高齢者の項目を今回書き加えていただいたというのは、大変結構なことだと思っております。

案文としては、これで特に意見はございません。今のお話もありましたので、1つ、私どもの商工会の方でも、全国に2,000か所に商工会が設置されているんですが、これがすべて昔の町村部、市長村合併で市の中に入り込んだような形になっているところもあるんですが、そういったところの活動でも、やはり過疎地に行けば行くほど、高齢者の問題は非常に深刻になってきておまして、地域のお年寄りの人たちをどうやって見守って保護していったらいいんだろうかということで、地元の商工業者の仕事の中で、例えば宅配サービスとかそういったようなことで、ビジネスとしても生まれてきているんですが、そういったことを通じて、地域のお年寄りの状況をみんなで見守っていきこうといったようなことの活動もいろんなところで、今、芽生えてきていますので、これは地方公共団体他だけに任せていっていい話でもないと思っております。

特に町村合併で市になってしまうと、旧町村部の役所というのは、最初支部みたいなものがあるんですが、いずれそういったものもなくなるということで、そういったところをどうやって地域のいろいろなボランティア団体とか、私どものような経済団体で支えていくのかといった取組、そういった全体の話これからやっていく必要があるのではないかと思っております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

今のご発言は、先ほどの夷石委員の発言の中とも関連する部分があったんですが、具体的には、地域においてというのが場所的な観念であると同時に、主体として理解される部分もあるので、その書きぶりについてどうすべきか。

夷石委員からは地方公共団体に改めたらどうかということでしたけれども、主体としてとらえれば、ほかにNPO団体やいろいろある。

それと後段の国のところでは、国というふうに書かれている。それはどちらかというと、主体の観念なので、全体の書きぶりをどうするべきかという字句的な表現の問題も考慮に入れて、そうし

た御意見を踏まえて、適切な修文を少し考えさせていただきたいと思います。

では、次に田口委員をお願いします。

○田口委員 前回、大変幅広く出されました意見について、今回、丁寧に修正を加えていただき、感謝しております。

特に 33 ページの 3. 消費者による立証の困難性の問題につきましては、相談現場で大変苦労している点でもございますので、ここで述べられたような形で立証についての考え方が認識され広まっていけば、トラブル解決に当たる実務の上でも大変役立つのではないかと考えております。

そのほか、全体の方向性として、明確でわかりやすい報告書になったと思いますので、大変よかったですと思います。

○山本委員長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

まだ、かなり時間は残っておりますが、報告書のできがよいということで、支持の御意見をいただきましたが、特段もうないということでもよろしゅうございますでしょうか。

そういたしましたら、本日の御審議では、幾つかの点について、修文の御提案あるいはこういう方向で少し文言をつけ加えたらどうかというような御意見をいただきました。

中には、公法と私法との関係という、確かにこれまでの審議の中でも背景にはあったと思いますが、明示的には議論されていない問題もあります。それをこの段階で、どういう文言でということ、更にもう一回ぐらい委員の御意見を伺ってから考えなければいけない問題だと思いますので、御意見は非常に貴重だと思いますし、ある意味で当然の御指摘をいただいたところでありませぬけれども、今回の報告書では直ちに文言として盛り込むのが難しい。

あるいは意思能力、行為能力についての実務例などを資料等に掲げたらどうかということにつきましても、この点は、これまでの委員会会合でも意見があったわけですが、まさにその際の審議において、行為能力、意思能力制度に踏み込むのはやや大がかりではないかというような御指摘もあり、その問題については、この報告書ではあまり踏み込んでおりません。

もちろん、高齢者あるいは認知症の傾向が見られる者等ということなので、そこは広く若年者で愛の手帳を持っておられる方であるとか、いろいろな事例があるわけで、この問題は高齢者に限ったわけではありません。しかし、そこはなるべくわかりやすくするために、非常に典型的な事例を具体例として挙げ、「等」という形で広く拾っておりますので、広く視野に入れているということを御理解いただければと思います。最終段階でありますので、作業量等も見つつ、その点の修文については判断させていただければと思います。

というわけで、できる限り、御意見を踏まえた所要の修正をしたいと思いますが、文言につきましては、この場でいろいろと具体的な文言を詰めるということよりも、できれば私の方に御一任いただければ、大変ありがたいと思いますけれども、御一任をいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議を踏まえて、事務局とも相談しながら、できる限り早急にとりまとめの作

業を行いまして、とりまとめたものにつきましては、委員の皆様へ送付するなど、所要の手続をとりたいと思います。

最後に事務局を代表して、西国民生活局長にごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○西国民生活局長 一言御礼を申し上げます。

山本委員長はじめ委員の皆様方には、本年1月半ばから本日まで9回にわたりまして、消費者契約法の評価見直しの各論点について、本当に熱心な御討議、御審議をいただきましたことを心から厚く御礼を申し上げます。

今後、更に検討しなければならない課題、問題点も多く残されていると存じますけれども、私ども内閣府といたしましても、今後とりまとめをいただいた報告書（案）を踏まえまして、更に次期の国民生活審議会での御審議もいただきながら、消費者契約法の見直し、改定を含めて、所要の措置を講じるべく検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも一層の御指導、御支援を賜りますよう、どうぞお願い申し上げます。

これまでの熱心な御討議本当にありがとうございました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして「消費者契約法評価検討委員会」を終了させていただきます。

本委員会は、本年1月17日の第1回以降、ほぼ月1回のペースで審議を進めてまいりました。その間、委員の皆様におかれましては、精力的な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、審議に御協力いただいたことに対して御礼を申し上げます。

委員の皆様へまとめていただいた本報告者に述べられていることが、次期国民生活審議会において引き続き検討され、消費者契約法の見直しを含めた所要の措置ができる限り早急に講じられることを期待いたしまして、本委員会を終了させていただきます。どうも御苦勞様でございました。